

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁備二発第131号
令和3年7月14日
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

生活関連等施設等の把握及び施設の安全の確保について(通達)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第102条第1項に規定する生活関連等施設については、警察においても、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日作成。以下「基本指針」という。)、国家公安委員会・警察庁国民保護計画(平成17年10月28日作成)等に基づき、安全確保のための措置を講ずることとされているところである。

生活関連等施設の安全確保について適切な措置を講ずるためには、各都道府県警察が管内に所在する生活関連等施設を網羅的に把握する必要があるところ、基本指針においては、「都道府県知事は、都道府県公安委員会及び海上保安部長等に対し、把握した生活関連等施設の名称及び所在地を連絡するなど、連携の確保に努めるものとする」と規定されていることを踏まえ、各位にあっては、知事部局と連携し、毎年更新される最新の生活関連等施設のリストの提供を受けることで、管内の生活関連等施設を確実に把握し、これら施設の安全確保に係る対策に万全を期されたい。

なお、基本指針において「生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとする。」と規定されており、消防庁は各都道府県に対し、「生活関連等施設の所在地等に関するリストの送付について」(令和3年3月24日付け事務連絡)と題する通知文を発出しているところ、同リストを知事部局から都道府県警察に共有することについては、警察庁と消防庁との間で協議済みであり、消防庁から各都道府県国民保護担当課に対し、本日、「生活関連等施設の所在地等に関するリストの共有について」(事務連絡)により通知されたことを申し添える。

また、「生活関連等施設等の把握及び施設の安全の確保について(令和3年7月8日付け警察庁丁備二発第130号)」については廃止する。

事 務 連 絡
令和3年7月14日

各都道府県国民保護担当課 御中

消防庁国民保護室

生活関連等施設の所在地等に関するリストの共有について

各省庁が所管する生活関連等施設の所在地等の情報について令和2年10月1日現在の状況を取りまとめたものを、令和3年3月24日付け事務連絡「生活関連等施設の所在地等に関するリストの送付について」において各都道府県国民保護計画担当課に送付したところです。

今般、警察庁警備局警備運用部警備第二課長から各都道府県警本部長等に対し、別添の「生活関連等施設等の把握及び施設の安全の確保について(通達)」(令和3年7月8日付け警察庁丁備二発第130号)が発出され、各都道府県警察は、知事部局と連携し、最新の生活関連等施設のリストの提供を受けることで、管内の生活関連等施設を確実に把握し、これら施設の安全確保に係る対策に万全を期されたいとされたところです。

各都道府県国民保護計画担当課におかれましては、生活関連等施設の所在地等に関するリストの都道府県警察との共有について配慮していただくようお願いします。